

災害救助法に基づく 「住宅の応急修理制度」について

1 制度の概要

「令和元年台風第19号」により「一部損壊（損害割合10%以上に限る。以下同じ）、半壊又は大規模半壊した住宅」を町が業者に依頼して一定の範囲内で応急修理する制度です。

2 対象世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

- ①一部損壊、半壊又は大規模半壊の住宅被害を受けたこと（町が発行する災害証明書が必要となります）。なお、全壊の場合でも、応急修理により居住が可能となる場合は対象となります。
- ②応急修理を行うことによって、修理した住宅での生活が可能となり、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- ③応急仮設住宅（民間借上げ住宅を含む）、町営住宅等（一時的避難を除く）を利用しないこと。

3 住宅の応急修理の対象範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施します。

注1) 「令和元年台風第19号」被害と直接関係のある修理のみが対象です。

注2) 内装（壁紙、建具等）に関するものは原則として対象外です。

※ 畳や壁紙の補修について

畳は、壊れた床の修理と合わせて実施する場合のみ対象となります。
また、壁紙は、壊れた壁の修理と合わせて実施する場合のみ対象となり、修理する壁の部分に限ります。

注3) 家電製品は対象外です。

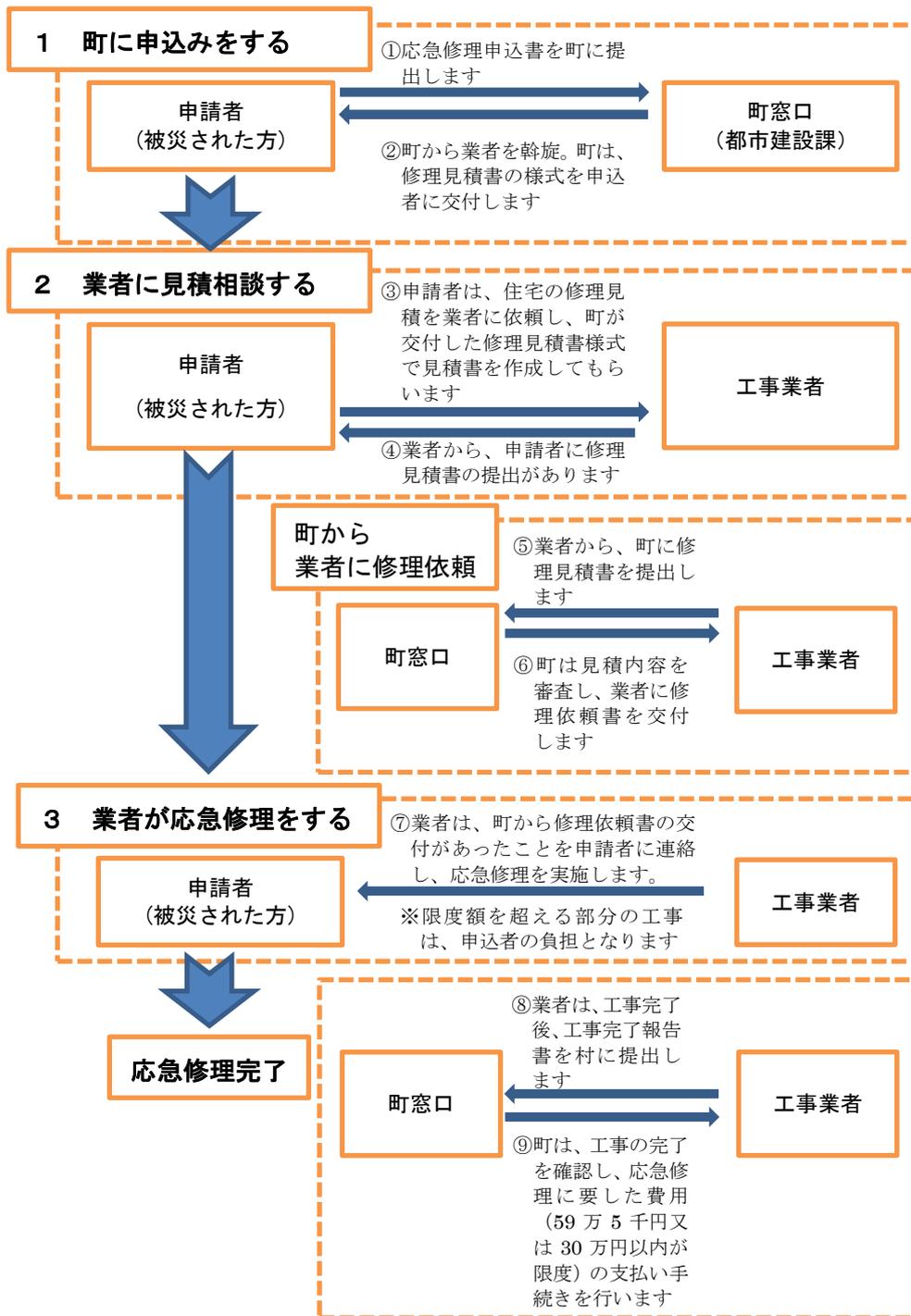
4 限度額

- ①1世帯あたりの限度額は59万5千円（一部損壊は30万円）以内です。
- ②同一の住宅（1戸）に2世帯以上が居住している場合でも、上記①の1世帯あたりの限度額以内となります。

5 その他

このほか、全壊か大規模半壊の被害を受けた住宅は、被災者生活再建支援金を使って「住宅の応急修理制度」と合わせて住宅の補修をおこなうことができる。

6 手続きの流れ



7 申請期間

令和元年10月28日(月)～12月2日(月) 午前9時～午後4時まで

8 お問い合わせ先

鏡石町災害対策本部 都市建設課 電話0248-62-2116

■住家の被害認定基準

被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が実施し、下表の①または②いずれかによっておこなう。町

は、被害調査をもとに「り災証明書」を発行する。

	全壊	大規模半壊	半壊
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

<参考>

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る被害認定迅速化のための調査方法について

(内閣府防災情報のページ <http://bousai.go.jp/hou/unyou.html>)